

個人情報保護への取り組み

個人情報保護について

本学は、「個人情報の保護に関する法律」や個人情報保護ガイドライン（個人情報保護委員会）などの諸法令に基づき、「学校法人玉川学園 個人情報保護方針」を定め、本学内の諸規程を整備し、個人情報の適正な取り扱いを行っています。

学校法人玉川学園 個人情報保護方針

学校法人玉川学園（以下「本学園」という。）は、本学園の児童・生徒・学生及びその保護者、教職員をはじめとして、本学園の学校関係者にいたるまでの多くの個人情報を取扱っています。

大切な個人情報です。個人情報の不正使用や流出を防ぎ、それを適切に使用していくためには、教職員の個人情報保護へのさらなる意識向上が必要となります。

本学園は、以下のことを守り、個人情報保護への取り組みを継続していきます。

1. 個人情報保護体制を確立し、継続的改善を図ります。

教職員は、個人情報保護の重要性を認識し、児童・生徒・学生及び保護者、教職員、卒業生等の個人情報を適切に利用し、保護するための「学校法人玉川学園個人情報保護規程」、「学校法人玉川学園特定個人情報取扱規程」を制定し、これを組織的に着実に実施します。

2. 個人情報及び特定個人情報の取得・利用・提供を適切に行います。

本学園は、個人情報保護のための管理体制を確立すると共に、個人情報及び特定個人情報の取得、利用及び提供において、本学園の規程に従い、取得の際に示した利用目的の範囲内で適切に取扱います。

3. 安全対策を講じ、個人情報保護に努めます。

個人情報の正確性及び安全性を確保するため、情報セキュリティ対策をはじめとする安全対策を講じ、個人情報の漏えい、滅失、又はき損の予防及び是正に努めます。

4. 個人情報の取扱いに関する問い合わせに対し、適切かつ迅速に対応します。

本学園が保有する個人情報に関する各種問い合わせ（開示・訂正・削除の請求及び苦情・相談）に対しては、合理的な範囲で適切かつ迅速に対応します。

5. 法令・規範を守ります。

個人情報の取扱いにおいて、当該個人情報の保護に適用される法令及びその他の規範を守ります。

教職員がこの個人情報保護方針を認識し、児童・生徒・学生に対して周知させ、本学園としての個人情報保護意識の高揚を図ります。

2004年10月1日制定

2017年4月1日改定

学校法人玉川学園 理事長 小 原 芳 明

悪用される個人情報

「知らない通販会社から勧誘のハガキが届いた」、「売り込み電話が頻繁にかかってくる」など、登録した覚えがないのに、自分の個人情報（氏名、住所や電話番号など）を誰かに使われていると感じたことはありませんか？

これらの事例は、個人情報が悪用されたことにより発生したものです。個人情報は、利用方法によっては対象となる個人に対して多大な迷惑や被害をもたらす原因となることがあります。

※個人情報…生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの他（法2条）。

自分の個人情報を 守るために

“自分の個人情報は自分で守る”という意識が大切です。

例えば、個人情報の提出先が個人情報の適切な運用を行っているのかを確認することです。

申込書類に個人情報を記入する場合やWeb上で個人情報を直接入力する場合には、以下に示す事項に注意してください。

- （１）個人情報の利用目的は明示されているか
- （２）個人情報の委託や提供の有無について記載されているか
- （３）個人情報の開示手続について記載されているか
- （４）企業・団体名や苦情・相談窓口などの連絡先は明示されているか

ただし、個人情報の提出先は学校や企業・団体に限りません。個人に提供する場合にも、同様の注意を要します。

個人情報保護に関する 相談窓口

本学における個人情報の取扱いについての苦情・相談は、以下の部署窓口にお問い合わせください。

【総務部 総務課（本部棟 4 階）】

Tel : 042-739-8953 Fax : 042-739-8795
E-mail : privacy@tamagawa.ac.jp

個人情報の保護に関する法律／個人情報保護委員会が定めるガイドラインなど

●「個人情報の保護に関する法律」

本法は、情報化の急速な進展により、個人の権利利益の侵害の危険性が高まったこと、国際的な法制定の動向を受けて、2003年（平成15年）5月に成立、2005年（平成17年）4月に全面施行されました。また、2015年（平成27年）9月に改正され、2017年（平成29年）5月30日に全面施行されました。

●個人情報保護委員会が定めるガイドライン

「個人情報の保護に関する法律」改正にともない、主務官庁である個人情報保護委員会よりガイドラインが示されました。個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）他が公表されました。（2016年〈平成28年〉11月公表）

●個人情報保護委員会（内閣府の外局）では、個人情報保護制度の監督及び啓発等を行っています。



玉川学園・玉川大学における個人情報保護への取り組み

<http://www.tamagawa.jp/privacy/>

玉川学園・玉川大学ソーシャルメディアの利用に関する取扱要領

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条

この取扱要領は、インターネット上のコミュニケーションツールとして活用が進むソーシャルメディアについて、学園の一員として組織や個人での利用が増加していることから、職務上、または個人の立場で安全かつ有効に利用するために遵守すべき基本的な原則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この取扱要領において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「ソーシャルメディア」とは、インターネット上のWebサービスの一種で、サービス利用者間で双方向のコミュニケーションを可能とするものをいう。
- (2)学園の一員とは、玉川学園・玉川大学（以下、「本学園」という。）の教職員（嘱託を含む専任教職員、非常勤教職員、パートタイマー、アルバイト）、派遣職員、児童・生徒・学生をいう。

(利用にあたっての基本原則)

第3条

学園の一員が、ソーシャルメディアを利用して情報発信をする場合（職務上の利用のみならず、私用アカウントによる個人の立場での利用を含む。）には、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1)法令の遵守
 - ア 国内法令、諸外国の法令、国際法及び本学園の諸規程を遵守すること。
 - イ 基本的人権、著作権、プライバシー権、肖像権及び第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (2)個人情報と機密情報の取扱い
 - ア 個人情報、機密情報及び職務上知り得た秘密を発信しないこと。
 - イ 他人のプライバシーに関する内容を許可なく発信しないこと。
- (3)正確な情報の発信
 - ア 発信する情報の正確性及び内容について誤解を生じないよう十分留意すること。
 - イ インターネット上に一度公開した情報は完全に削除できないことを理解し情報発信すること。
- (4)責任の明確化
 - ア 情報発信及びその対応に責任を持ち、閲覧者に誤解を与えないように留意すること。
 - イ 個人的見解を発信する場合は、本学園の見解ではなく自身の見解であることを明確にすること。
- (5)情報発信者としての自覚
 - ア 学園の一員としての自覚と責任を持つこと。
 - イ 誹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ、脅迫と受け取られかねない情報を発信しないこと。
 - ウ 公序良俗に反する情報を発信しないこと。

(事務主管)

第4条

この取扱要領の事務主管は、総務部総務課とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

▶ SNSの利用にあたって 参照 p.89